

熊本県奨学のための給付金交付要項

第1章 総則

(通則)

第1条 熊本県奨学のための給付金(以下「給付金」という。)については、文部科学省の「高等学校等修学支援事業費補助金(奨学のための給付金)」に該当するものとして予算の範囲内で交付するものとし、その交付については、熊本県補助金等交付規則(昭和56年熊本県規則第34号)に定めるもののほか、この要項に定めるところによる。

(趣旨)

第2条 給付金は、低所得世帯に対して授業料以外の教育に必要な経費(修学旅行費、教科書費、教材費、学用品費、通学用品費、校外活動費、生徒会費、PTA会費、入学学用品費等)の負担を支援するために交付されるものであり、私立高等学校等における教育に係る経済的負担の軽減を図り、教育の機会均等に寄与することを目的とする。

第2章 熊本県奨学のための給付金

(交付対象世帯)

第3条 給付金は、次の各号のいずれにも該当する世帯(以下「交付対象世帯」という。)に交付する。

(1) 高等学校等就学支援金の支給に関する法律(平成22年法律第18号。以下「法」という。)第3条に規定する就学支援金の支給を受ける資格を有する者(同項に規定する支給対象高等学校等が特別支援学校の高等部である者を除く。)のうち、別表第1に定める基準日に高等学校等に在籍している者(以下「高校生等」という。)の保護者等(法第3条第2項第3号に規定する保護者等をいう。以下「保護者等」という。)が、熊本県の区域内に住所を有する者であること。

(2) 次のいずれかに該当すること。

ア 保護者等が、別表第1に定める基準日において、生活保護法(昭和25年法律第144号)第36条の規定による生業扶助が行われている世帯であること。

イ 保護者等の全員が、給付金が交付される年度において、道府県民税所得割及び市町村民税所得割(給付金が交付される年度分の地方税法(昭和25年法律

第226号)の規定による道府県民税及び市町村民税(同法の規定による特別区民税を含む。)以下「住民税」という。)の同法第23条第1項第2号及び第292条第1項第2号に掲げる所得割(同法第328条の規定によって課する所得割を除く。)をいう。以下同じ。)が課税されていない者であること。ただしアに定める世帯は除く。

- 2 本要項の適用においては、熊本県高等学校等学び直し支援金交付要項第2条に規定する対象者を前項第1号の就学支援金の支給を受ける資格を有する者に含めるものとする。
- 3 交付の回数は、一人の高校生等につき年1回、通算3回(定時制、通信制の私立高等学校等に通う高校生等は4回)を上限とする。ただし、熊本県高等学校等学び直し支援金交付要項第2条に規定する対象者については、通算5回(定時制、通信制の私立高等学校等に通う高校生等は6回)を上限とする。

(給付金の不交付)

第4条 前条の交付対象世帯に該当する場合であっても、高校生等が、次の各号のいずれかに該当する場合には、給付金を交付しないものとする。

- (1) 高校生等に対して、「児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金について(平成11年4月30日厚生省発児第86号)」による見学旅行費又は特別育成費(児童福祉法(昭和22年法律第164号)第38条による母子生活支援施設の高中生等を除く)が措置されている場合
- (2) 高校生等が給付金を交付する年度の4月から3月までの1年間(入学年度においては入学日から3月31日まで)休学する場合

(給付金の受給申請)

第5条 交付対象世帯の保護者等は、給付金の交付を希望するときは、熊本県奨学のための給付金交付申請書(別記第1号様式)に、次に定める書類を添えて、別途定める申請の期限までに、知事に提出しなければならない。

- (1) 保護者等全員に住民税所得割が課税されていないことを証明する課税証明書等。ただし、保護者等が第3条第1項第2号アに該当する場合には、福祉事務所長の発行する保護証明書。
- (2) 高校生等と同一の世帯に属する15歳(中学生を除く。)以上23歳未満の兄弟姉妹の扶養の状況が記載された健康保険被保険者証の写し等
- (3) その他知事が必要と認める書類

(交付の決定・確定)

第6条 知事は、前条の規定による申請があったときは、交付に関する事項を審査し、交付の可否、交付金額を決定するものとする。

2 知事は、前項の規定により給付金の交付を行うときは、熊本県奨学のための給付金交付決定・確定通知書（別記第2号様式）により、前条第1項により申請を行った保護者等に通知するものとする。この場合において、申請内容の誤り等を原因として、本来の交付額よりも少額の交付を行ったときは、給付金の追加の交付を行うことができるものとし、熊本県奨学のための給付金追加交付決定・確定通知書（別記第3号様式）により、当該追加交付に係る者に通知するものとする。

3 知事は、第1項の規定により給付金の交付を行わないときは、熊本県奨学のための給付金不交付決定通知書（別記第4号様式）により、前条第1項により申請を行った保護者等に通知するものとする。

（給付金の金額及び交付の方法）

第7条 給付金は、1人の高校生等に対して1年度に1回、別表第2の交付対象世帯の欄に掲げる区分に従い、それぞれ交付金額（1人当たり年額）の欄に掲げる金額を交付するものとする。

2 前条第2項後段の規定による追加支給は、当初交付決定額との差額を交付するものとする。

3 知事は、給付金の交付を行うときは、第1項又は前項の規定により決定した交付金額を、給付金の交付を希望する保護者等が熊本県奨学のための給付金交付申請書（別記第1号様式）により届け出た指定金融機関の口座に振り込むことにより行うものとする。

（代理受領等）

第8条 私立高等学校等は、保護者等の委任により、保護者等に代わり給付金を受領し、その有する当該保護者等の授業料以外の教育費に係る債権の弁済に充てることのできるものとする。

2 前項の保護者等の委任は、熊本県奨学のための給付金受領委任状（別記第5号様式）により行う。私立高等学校等は、第4条に定める給付金の申請時に、熊本県奨学のための給付金交付申請書（別記第1号様式）に添えて委任状（別記第5号様式）を、知事に提出するものとする。

（交付決定の取消し）

第9条 知事は、第6条第1項の規定による交付決定を受けた者が錯誤又は偽りの申請により交付の決定を受けたときは、給付金の交付の決定の一部又は全部を取り消

すことができるものとする。

- 2 前項の規定による取消しの効果は、交付の決定日に遡り生じるものとする。
- 3 知事は、第1項の規定による取消しをしたときは、熊本県奨学のための給付金交付決定取消通知書（別記第6号様式）又は熊本県奨学のための給付金交付決定一部取消通知書（別記第7号様式）により当該取消しに係る者に通知し、既に給付金の交付を行っている場合は、申請を行った保護者等に対して給付金の返還を求めるものとする。

第3章 雑則

（雑則）

第10条 この要項に定めるもののほか、給付金の交付に必要な事項は、別に定める。

附 則

この要項は、平成26年6月25日から施行する。

附 則

この要項は、平成27年5月1日から施行する。

附 則

この要項は、平成28年6月8日から施行する。

附 則

この要項は、平成29年5月8日から施行する。

附 則

この要項は、平成30年7月18日から施行し、平成30年7月1日から適用する。

別表第 1 (第 3 条関係)

高校生等の入学日	基準日
1 給付金が交付される年度の前年度以前	給付金が交付される年度の 7 月 1 日
2 給付金が交付される年度の 4 月から 6 月	
3 1 及び 2 に該当しない日	入学日

別表第 2 (第 7 条関係)

交付対象世帯の区分	交付金額 (1 人当たり年額)
1 第 3 条第 1 項第 2 号アに該当する世帯に扶養されている高校生等	通信制以外 通 信 制 5 2 , 6 0 0 円
2 第 3 条第 1 項第 2 号イに該当する世帯に扶養されている高校生等 (3、4 の場合を除く。)	通信制以外 8 9 , 0 0 0 円 通 信 制 3 8 , 1 0 0 円
3 第 3 条第 1 項第 2 号イに該当する世帯に扶養されている兄弟姉妹で、2 人目以降の通信制以外の高等学校に通う高校生等	通信制以外 1 3 8 , 0 0 0 円
4 第 3 条第 1 項第 2 号イに該当する世帯に扶養されている高校生等以外に 1 5 歳 (中学生を除く。) 以上 2 3 歳未満の扶養されている兄弟姉妹がいる世帯の通信制以外の高等学校等に通う高校生等	通信制以外 1 3 8 , 0 0 0 円

世帯に通信制の高等学校等に通う高校生等を含む複数の高校生等がいる場合には、通信制の高等学校等に通う高校生等は全て別表第2の2の単価を用い、通信制以外の高校生等は、全て別表第2の3の単価を用いる。